

光市立小中学校空調設備整備事業
公募型プロポーザル

募集要項

平成 31 年 1 月

光市

— 目 次 —

1	趣旨.....	1
2	事業概要.....	1
3	参加資格要件.....	2
4	スケジュール.....	4
5	企画提案書に関する留意事項.....	6
6	優先交渉権者の決定方法.....	6
7	契約の考え方.....	8
8	企画提案書不履行に関する措置.....	8
9	その他.....	8
	別記1.....	9
	別記2.....	10
	別記3.....	11

1 趣旨

この要項は、「光市立小中学校空調設備整備事業 公募型プロポーザル 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、光市（以下「市」という。）が「光市立小中学校空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業に係る優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定するため、本公募の参加要件のほか、手続き等、必要な事項について定める。

なお、別冊の「光市立小中学校空調設備整備事業 要求水準書」及び「光市立小中学校空調設備整備事業 様式集」は、募集要項と一体とする。

2 事業概要

(1) 事業名

光市立小中学校空調設備整備事業

(2) 事業の目的

本事業は、別記1に示す市立小中学校16校（168教室）における教育環境向上の一環として、学校内の普通教室へ空調設備を導入するにあたり、設計・施工一括発注方式による民間事業者の技術やノウハウを活かした早期の整備実現を図る。

(3) 業務内容

本事業において事業者が行う業務は、①小学校空調設備整備工事の設計業務、②中学校空調設備整備工事の設計業務、③小学校空調設備整備工事の施工、④中学校空調設備整備工事の施工とする。なお、工事監理業務は、本業務において事業者が作成する設計図書に基づいて市が行う。

(4) 事業方式

本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備等の設計業務、施工を一括で行う「設計・施工一括発注方式」により実施する。

(5) 提案上限額

提案上限額は、設計業務40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）と施工600,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を合わせて、640,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(6) 支払い条件

市は、事業者が実施する設計業務及び施工に係る請負金額については、各事業別に締結する契約書において定める金額を、各事業完了後に事業者に支払う。なお、施工に関しては、光市工事請負規則（平成16年光市規則第46号）に基づき、前金払及び中間前金払、部分払が請求できる。

(7) 市と事業者が締結する契約

市は、優先交渉権者と「小学校空調設備整備工事設計業務」、「中学校空調設備整備工事設計業務」、「小学校空調設備整備工事」、「中学校空調設備整備工事」の各事業別に契約を締結する。

なお、「光市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成16年光市条例第46号）により議決を要する契約の場合は、仮契約締結後、議会の議決を経た後、市長が契約の相手方に対し本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となる。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成32年3月31日までとする。

ただし、設計業務の期限については、平成31年5月初旬までとする。

(9) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

3 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共通事項

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ この公告の日から契約書締結の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中ではないこと。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間中でないこと。

エ 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

キ 構成員及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（特定者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

(2) 設計者の参加要件

ア 平成30年度光市競争入札参加資格者名簿の建築士に登録され資格が有効であること。

イ 資格確認提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

ウ 本社を光市内又は光市に隣接した市町に有していること。

エ 平成20年度以降に、元請人（共同企業体の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。）として学校又は事務所等の施設における空調設備工事の実施設計を行った実績を有して

いること。

(3) 施工者の参加要件

- ア 平成30年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の管工事及び電気工事において、Aランクに登録され資格が有効であること。
- イ 管工事業及び電気工事業について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- ウ 建設業法に従い監理技術者を配置できること。(企画提案書提出日以前に3箇月以上の恒常的な雇用関係にある者。)
- エ 光市建設工事等指名競争入札に関する要綱第5条に規定する指名基準の運用基準における指名区分の市内業者、準市内業者-1又は準市内業者-2であること。
- オ 平成20年度以降に、元請人(共同企業体の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。)として、学校又は事務所等の施設における空調設備工事を行った実績を有していること。

(4) 参加者の組合せ

- ア 参加を希望する設計・施工の有資格者は、設計者と施工者の共同企業体とする。
- イ 共同企業体の取扱いについては、別冊の「光市小中学校空調設備整備事業異業種特定建設工事共同企業体取扱要領」による。
- ウ あらかじめ企業体の代表企業を定め、その代表企業が参加手続きを行うこととし、代表企業は企業体のうち、施工を担当する企業で最も大きな施工能力を有する企業とする。
また、構成員の企業数については特に定めないものとするが、準市内業者-1及び準市内業者-2の施工者が共同企業体の代表企業として参加する場合は、平成30年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の管工事又は電気工事において、A、Bランクに登録され資格が有効である1社以上の市内業者を共同企業体の構成員としなければならないものとする。
なお、本事業実施にあたり、業務の一部を第三者に再委託または請け負わせる際は、市内業者を選定すること。ただし、市内業者によることができない場合は事前にその理由を添えて市と協議すること。
- エ このプロポーザルに参加する共同企業体の構成員の重複参加はできないものとする。

(5) 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、企画提案書の受付締切日とする。
- イ 参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、応募者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。
また、優先交渉権者が参加者資格要件を欠く事態が生じた場合、原則として、市は当該優先交渉権者と契約を締結せず、次点者を優先交渉権者として協議する。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は午前9時から午後5時までを基本とし、光市の休日を定める条例（平成16年光市条例第2号）に規定する休日には行わない。

平成31年	1月28日（月）	募集要項等の公告、公表
	2月 4日（月）	募集要項等に対する質問の受付期限
	2月12日（火）	募集要項等に対する質問の回答
	2月19日（火）	辞退届の提出期限
		参考資料の貸与期限
		参加者構成表一式の受付期限 企画提案書の受付期限
	2月28日（木）	プレゼンテーション、ヒアリング
	3月上旬	優先交渉権者の決定
	3月中旬	設計委託契約締結
	5月初旬	工事見積書提出 工事仮契約締結
7月初旬	工事本契約成立（議会議決後）	
平成32年	3月下旬	工事完了（予定）

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、市のホームページにおいて平成31年1月28日（月）に公表する。

(2) 現地見学

市は、現地見学を希望する応募者に対して日程等の調整を行う。現地見学に関する詳細な内容については、別記2を参照すること。

(3) 参考資料の貸与

市は、応募者に対して募集要項等の参考資料を貸与する。参考資料の貸与に関する詳細な内容については、別記3を参照すること。

(4) 募集要項等に対する質問の受付・回答

実施要領等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

ア 提出期限

平成31年2月4日（月）午後5時まで

イ 提出方法

「別冊 2 光市立小中学校空調設備整備事業 様式集」の様式2に記入の上、電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した後は、下記に受信の確認をすること。

ウ 提出先

光市教育委員会教育総務課

電話番号：0833-74-3601

メールアドレス：soumu@edu.city.hikari.lg.jp

エ 回答の公表

提出された質問に対する回答については、平成31年2月12日（火）に市ホームページにおいて公開する。

(5) 企画提案書の受付

応募者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

平成31年2月19日（火）午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式3）

(イ) 参加者構成表（別記第1号様式から第3号様式含む）（様式4）

(ウ) 企画提案書（様式5-1～5-4）

(エ) 提案価格書（様式6）

ウ 作成要領

各様式は、「別冊 2 光市立小中学校空調設備整備事業 様式集」のとおり。

企画提案書は、A4判用紙、左とじで正本1部、副本12部及び電子データ（CD-R）を提出すること。

ただし、副本については、参加者の法人名を特定又は推測できる表記はしないこと。

参考見積（様式6）は、「別冊 1 光市立小中学校空調設備整備事業 要求水準書」のすべての業務（企画提案書の内容を含む）に要する費用について提出すること。また、各業務の内訳がわかるようにすること。

エ 提出方法

直接持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

オ 提出先

教育委員会教育総務課

住所：〒743-0011 光市光井九丁目18番3号

電話番号：0833-74-3601

カ 応募辞退

企画提案書を提出した応募者が、応募を辞退する場合は、平成31年2月19日（火）午後5時までに「辞退届（様式7）」を（5）オに示す提出先に持参すること。

5 企画提案書に関する留意事項

- (1) 企画提案書の受付後は、応募者の構成員の変更及び追加は認めない。
- (2) 応募者の構成員は、他の提案を行う応募者の構成員になることはできない。
- (3) 本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。
- (5) 市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書は、内容の審査以外に応募者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の受付期限以降における再提出は認めない。なお、受付期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、受付期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とする。
- (9) 企画提案書について、この書面及び「別冊 2 光市立小中学校空調設備整備事業 様式集」の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効となり指名停止措置を行うことがある。
- (11) 参考見積（様式 6）において、2の（4）に示す提案上限額を超えている場合については選定しない。

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 選定委員会の設置

市は、光市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 参加資格確認審査

市は、参加資格の確認審査として、応募者が参加資格を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には、失格とする。

イ 企画提案書審査

選定委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

また、時間・場所等については、企画提案書を提出した応募者に別途通知する。

なお、ヒアリングには、空調設備等の設計業務に係る管理技術者は必ず出席すること。

(4) 企画提案書の審査基準

企画提案書の審査基準は、以下のとおりとする。

審査項目	審査内容（評価の視点）	配点	様式
事業実施体制と市内業者の活用	①代表構成員、その他構成員の役割分担 ・施工者（代表構成、構成員）、設計者（構成員）の役割、責任及び関係が明確に示されている	総合配点（5点） ※A～E段階評価による	5-1 5-1-1
	②地域経済への貢献を考慮し各業務において市内業者の活用が図られているか	総合配点（30点）	
	市内業者割合が80%以上の場合	A 30点	
	〃 60%以上80%未満の場合	B 24点	
	〃 40%以上60%未満の場合	C 18点	
	〃 20%以上40%未満の場合	D 6点	
〃 20%未満の場合	E 0点		
工程表に関する工夫	事業を効率的に進めるための工夫 ・事業の全体工期が短縮されているか ・設計施工一括発注方式の長所が活かされているか 設計段階から施工者のノウハウが生かされているか ・学校行事等加味したスケジュールとなっているか	総合配点（15点） ※A～E段階評価による	5-2 5-2-1
空調機の確保方法	空調機を確保するための対策方法 ・具体的な方法が示されているか ・空調機の確保が現実的に可能か	総合配点（10点） ※A～E段階評価による	5-3
学校への配慮	児童・生徒及び学校関係者に対する安全確保の方法 ・具体的な方法が示されているか ・学校運営に支障のない計画になっているか	総合配点（10点） ※A～E段階評価による	5-4
提案価格	財政負担の縮減効果 ・設計業務費、施工費の概算金額を提示する $30点 \times (\text{最低見積価格} \div \text{提出見積価格})$ (小数点第3位を四捨五入) 提案上限金額は6億4,000万円（設計業務4,000万＋施工6億）	計算式により配点（30点） (提案価格は契約金額の上限額を見込むこと)	6

※A～E段階評価による

評価項目	評価基準		配点計算
提案内容に対する評価 (審査項目毎に評価)	A	具体的な提案の適格性・実現性が極めて優れている	配点×1.2
	B	具体的な提案の適格性・実現性が優れている	配点×0.8
	C	具体的な提案の適格性・実現性が標準的である	配点×0.5
	D	具体的な提案の適格性・実現性がやや劣る	配点×0.2
	E	具体的な提案の適格性・実現性が劣る	配点×0

(5) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、企画提案書、プレゼンテーション審査により、評価点が高最も高い企画提案を行った応募者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

交渉がまとまらない場合は、優先交渉権者との交渉を中止し、次点者と契約交渉を行う。

また、参加者が1者であった場合は、評価点の点数が満点の60%以上であれば優先交渉権者として契約交渉を行う。

(6) 選定結果の通知

審査結果は応募者すべてに通知する。

7 契約の考え方

(1) 契約の手続き

市は、優先交渉権者と速やかに設計業務に関する契約金額について交渉を行い、設計業務の委託契約を締結する。また、設計業務が完了した後、施工に関する契約金額について交渉を行い、工事請負契約を締結する。

(2) 契約の概要

契約は、提案書及び要求水準書等に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工に関する業務内容や支払方法等を定める。

8 企画提案書不履行に関する措置

事業者は、本プロポーザルで提出された企画提案書の内容について、市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行しなければならない。

なお、本事業の完了時に事業者の責により企画提案書に記載した内容を履行できなかった場合若しくは本事業の完了前であっても履行できないと認められた場合、市は事業者に対して、企画提案書不履行に関する措置として違約金を請求することができる。なお、違約金については市と事業者で協議して定めるものとする。

9 その他

- (1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、全額、応募者の負担とする。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 本プロポーザルに関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。
- (5) 募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

光市教育委員会教育総務課

住所：〒743-0011 光市光井九丁目18番3号

電話番号：0833-74-3601

メールアドレス：soumu@edu.city.hikari.lg.jp

別記 1

対象校及び普通教室数一覧

No.	学校名	所在地	普通教室数
1	室積小学校	光市室積六丁目 4 番 1 号	1 1
2	島田小学校	光市島田五丁目 1 5 番 1 号	1 2
3	上島田小学校	光市上島田三丁目 9 番 1 号	7
4	浅江小学校	光市光ヶ丘 2 番 1 0 号	2 9
5	光井小学校	光市光井四丁目 2 3 番 1 号	1 7
6	三井小学校	光市三井五丁目 9 番 1 号	1 1
7	周防小学校	光市大字周防 1 5 8 7 番地	8
8	塩田小学校	光市大字塩田 1 9 2 7 番地 6	3
9	三輪小学校	光市大字三輪 2 6 4 番地 1	8
1 0	岩田小学校	光市大字岩田 1 9 3 番地 2	7
1 1	東荷小学校	光市大字東荷 1 3 0 1 番地	3
1 2	室積中学校	光市室積新開二丁目 4 番 1 号	7
1 3	光井中学校	光市光井七丁目 1 8 番 1 号	9
1 4	浅江中学校	光市花園二丁目 1 番 1 号	1 4
1 5	島田中学校	光市中島田二丁目 7 番 1 号	1 4
1 6	大和中学校	光市大字塩田 3 3 3 3 番地 1	8
合計			1 6 8

別記 2

現地見学について

1 期間

平成31年1月28日（月）から平成31年2月19日（火）まで

2 申込場所

「9 その他」に示す問い合わせ先を参照。

3 申込方法

現地見学は、現時点で応募を予定している共同企業体単位での申込みとする（申込み時点で共同企業体が未定である場合は、構成員として応募を予定している者の参加も認める）。「現地見学申込書（様式1-1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「現地見学申込書」と記載すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

4 留意事項

- (1) 人数はそれぞれの学校ごとに各共同企業体（共同企業体が未定である場合は構成員）で5名までとする。
- (2) 受付場所は対象校の正門とする。
- (3) 見学日時は厳守すること。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙とする。
- (5) 学校の駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関を利用することとし、自動車で来校する際は、乗り合わせを行うなど、学校への乗り入れ台数に配慮し、駐車場が満車の場合は、各自で駐車スペースを確保すること。
- (6) 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。
- (7) 見学中は教育活動等に支障のないよう留意し、市職員、学校職員の指示に従うこと。
- (8) 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本プロポーザル以外に使用しないこと。
- (9) 現地見学における市職員・学校職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員・学校職員の発言は、本プロポーザルにおける個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

別記3

参考資料について

1 参考資料の貸与

以下の参考資料を希望者に直接貸与する。ただし、書類の内容と現状との整合については、市が保証するものではない。

なお、下記の書類はすべてCD-Rによるデータ提供とする。

- (1) 平成30年度 施設台帳（配置図・平面図）
- (2) 機械警備配置図（全学校）
- (3) 平成29年度 学校 契約電力・電気使用量一覧等
- (4) 対象校の平面図、断面図及び立面図等

2 申込方法等

申込期間：平成31年1月28日（月）から平成31年2月19日（火）まで

光市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時は除く）

申込場所：「9 その他」に示す問い合わせ先を参照すること。（貸与場所及び返却場所も同様とする）

申込方法：「参考資料貸与申込書（様式 1-2）」に必要事項を記入し、事前に「9 その他」に示す問い合わせ先に電話連絡のうえ、申込場所に提出すること。参考資料は申込時にCD-Rにより直接貸与する。

3 留意事項

貸与する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。また、応募者は、貸与された参考資料を本プロポーザル以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。返却の方法については別途、指示する。